

防府市立小学校給食費相当額給付金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 4 条の規定に基づき市が実施する学校給食に関し、食物アレルギー等により給食を喫食できない児童の保護者等の経済的負担の軽減を図り、本市の子育て支援を推進するため、当該保護者等に対し、予算の範囲内で防府市立小学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。）を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の事項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防府市立小学校 防府市立小学校・中学校設置条例（昭和 3 9 年防府市条例第 2 9 号）第 2 条に定める小学校をいう。
- (2) 保護者等 防府市学校給食費に関する条例（令和 4 年防府市条例第 2 8 号）第 2 条第 2 号に定める保護者等をいう。

(給付金の交付対象)

第 3 条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす児童（以下「対象児童」という。）の保護者等に対し、給付金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 前条第 1 号の防府市立小学校に在籍する児童
- (2) 学校給食の主食及び副食の全部の提供を受ける代わりに弁当を持参する児童
- (3) 医師による食物アレルギーの診断又は他の疾病等により給食を喫食できない旨の診断を受け、在籍する学校に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）又は医師の診断書等を提出した児童

(給付金額)

第 4 条 給付金の額は、別表に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から、対象児童が在籍する学校において喫食する弁当に係る費用の助成を受けた場合は、給付金の額から当該助成を受けた額を控除するものとする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする保護者等は、防府市立小学校給食費相当額給付金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、校長を経由して、市長に提出するものとする。

2 校長は、前項に規定する申請内容に相違がないことを確認し、防府市立小学校給食費相当額給付金交付申請書を市長に送付するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、内容審査及び必要に応じて調査等を行い、給付金の交付の可否を決定し、防府市立小学校給食費相当額給付金交付決定通知書（第2号様式）により、保護者等に通知するものとする。

(給付金の交付)

第7条 市長は、毎月、対象児童の弁当対応回数について小学校の校長へ確認し対象年度終了後に給付金額を確定する。

2 市長は、保護者等に対して、対象年度の弁当対応回数に応じた給付金を、翌年度4月末日までに支払うものとし、防府市立小学校給食費相当額給付金確定通知書（第3号様式）により通知する。

(申請内容の変更)

第8条 保護者等は、申請内容に変更が生じたときは、防府市立小学校給食費相当額給付金変更届（第4号様式）に必要書類を添えて、校長を経由して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、内容審査及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは届出内容の変更を決定し、防府市立小学校給食費相当額給付金変更通知書（第5号様式）により保護者等に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第6条の交付決定を受けた保護者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付を取り消し、又は既に支払った給付金を返還させることができる。

(1) 対象児童に該当しなくなったとき。

- (2) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (3) 給付金を目的外に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	対象者	給付金の額
小学校	第3条に定める 児童の保護者等	学校給食の実施日において、児童が学校給食の主食及び副食の全部の提供を受ける代わりに弁当を持参した回数に、防府市学校給食費に関する条例施行規則第6条第2項に定める額を乗じて得た額。 ただし、牛乳の提供を受ける場合は、牛乳の実費の額を控除した額とする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

防府市立小学校給食費相当額給付金交付申請書

年 月 日

（宛先） 防府市長

年度における防府市立小学校給食費相当額給付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

（同意事項）

- 1 給付金の交付の可否の審査に当たり、必要な範囲で世帯員の住民基本台帳、生活保護の受給状況及び在籍校が保有する情報を防府市教育委員会が調査及び閲覧することに同意します。
- 2 申請内容に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出ます。
- 3 給付金交付額の確定に当たって、弁当対応回数の報告を、在籍校の校長が市長へ行うことに同意します。

記

フリガナ		フリガナ	
対象児童名		申請者(保護者)名	
住所			
連絡先電話番号			
在籍校	小学校	学年・組	年 組
給付金申請年度	年度		
給食停止理由	1 食物アレルギー 2 医師の診断を受けた疾病等		
添付書類 (いずれか一つ)	1 学校生活管理指導表の写し 2 医師の診断書等 3 その他 ()		

防府市立小学校給食費相当額給付金の金額が確定した場合は、確定通知書に記載された額について、次の指定口座への振込を請求します。

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合							
	支店・支所・出張所							
口座番号・種別								1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います								

※口座情報が分かるもの（通帳の写し等）を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

防府市立小学校給食費相当額給付金交付（不交付）決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで交付申請のあった、防府市立小学校給食費相当額給付金について、下記のとおり（交付・不交付）と決定しましたので、通知します。

記

1 交付

（1）対象児童名

（2）対象年度

年度

（3）給付金額及び交付時期

給付金額は、給付対象の児童が給食代替として小学校で弁当を喫食した回数に小学校の学校給食費1食単価を乗じて得た額とし、対象年度終了後に交付する。その際、防府市立小学校給食費相当額給付金確定通知書により交付金額及び支払時期を通知する。

2 不交付の理由

防府市立小学校給食費相当額給付金確定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定した、 年度防府市立小学校給食費相当額給付金について、下記のとおり確定しましたので、通知します。

記

フリガナ		フリガナ	
対象児童名		申請者(保護者)名	
在籍校	小学校	学年・組	年 組
給付金交付 対象年度(A)	年度		
(A)の期間中、学校 で弁当を喫食した 回数(B)	回		
学校給食費 1 食単価 (C)	円		
交付金額 (B)×(C)	円		
振込時期	指定された金融機関口座に、 年 月 日にお振込みする 予定です。		

第 4 号様式（第 8 条関係）

防府市立小学校給食費相当額給付金変更届

年 月 日

（宛先） 防府市長

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定を受けた防府市立小学校給食費相当額給付金について、変更事項を下記のとおり届け出ます。

記

フリガナ		フリガナ	
対象児童名		申請者(保護者)名	
住所			
連絡先電話番号			
在籍校	小学校	学年・組	年 組
変更内容	1 変更を希望する口座情報		
	振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合	
		支店・支所・出張所	
	口座番号・種別		1:普通 2:当座
	口座名義 カタカナで 記入願います		
2 その他			
変更日	年 月 日		

第 5 号様式（第 8 条関係）

防府市立小学校給食費相当額給付金変更通知書

年 月 日

（宛先） 防府市長

年 月 日付け指令防教学第 号で通知した防府市立小学校給食費相当額給付金について、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

フリガナ		フリガナ	
対象児童名		申請者(保護者)名	
変更内容			
変更適用日	年 月 日		
その他			